

## 富津市公共交通事業者物価高騰支援給付金のお知らせ

エネルギー価格等の物価高騰により経済的に大きな影響を受けている公共交通事業者の皆さまへ、事業の継続に向けた支援を行い、市民の移動手段を維持するため、富津市公共交通事業者物価高騰支援給付金を支給します。

### 1 支給対象者

令和7年9月1日時点において、次の各号のいずれかの事業を営み、市内に事業所を有し、及び今後も事業を継続する意思がある法人

- (1) 道路運送法第4条第1項の許可を受けた、同法第3条第1号の一般旅客自動車運送事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）
- (2) 海上運送法第3条第1項の許可を受けた、同法第2条第5項の一般旅客定期航路事業

### 2 支給金額

区分	1事業者当たりの支給金額
一般乗合旅客自動車運送事業	市域内を運行しているバス路線のうち、令和6年度において当市との契約若しくは覚書による運行費負担金又は富津市バス路線維持費補助金交付要綱（平成14年富津市告示第158号）による補助金の交付を受けていない路線数に30万円を乗じて得た額。ただし、60万円を上限とする。
一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）	令和7年9月1日現在で所有する車両（一般乗用旅客自動車運送事業に用いる車両に限る。）数に6万円を乗じて得た額。ただし、60万円を上限とする。
一般旅客定期航路事業	令和7年9月1日現在で所有する船舶（一般旅客定期航路事業に用いる船舶に限る。）数に30万円を乗じて得た額。ただし、60万円を上限とする。

### 3 申請受付期間

令和7年10月1日（水）から令和7年11月30日（日）まで

#### 4 支給開始時期

令和7年10月下旬以降

#### 5 申請に必要な書類

富津市公共交通事業者物価高騰支援給付金支給申請書兼請求書（別記第1号様式）

※申請書下部の発行責任者と担当者の氏名・連絡先をご記入ください。

- ・事業の許可を証するものの写し（事業許可証等）
- ・振込先口座情報が分かるものの写し（通帳等）
- ・車両又は船舶を所有していることが分かるものの写し（車検証等※）

※一般乗用旅客自動車運送事業及び一般旅客定期航路事業に限る。

#### 6 申請方法

電子メール、郵送又は企画課窓口に提出してください。

##### 申請先

〒293-8506 千葉県富津市下飯野2443番地

メールアドレス：mb007@city.futtsu.chiba.jp

富津市企画政策部企画課公共交通係（市役所2階29番窓口）

##### お問合せ先

〒293-8506

富津市下飯野2443番地（市役所2階29番窓口）

企画政策部企画課公共交通係

TEL 0439-80-1229 FAX 0439-80-1350

E-mail：mb007@city.futtsu.chiba.jp

開庁時間 平日8時30分～17時15分